

# 経済産業省

20180914 貿局第1号  
輸入注意事項30第39号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号)の題名及び本文の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から施行する。

「輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）  
○輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号）

改正後	現行												
<p data-bbox="159 352 1032 387">輸入公表<u>三の七の(9)</u>に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について</p> <p data-bbox="85 469 1115 544">輸入公表<u>三の七の(9)</u>の貨物を輸入しようとする者は、平成26年12月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="595 587 631 622">記</p> <p data-bbox="91 665 262 700">1～3 (略)</p> <p data-bbox="85 743 237 778">別表 (略)</p> <p data-bbox="100 821 266 857">[別紙様式1]</p> <p data-bbox="268 860 931 895">輸入公表<u>三の七の(9)</u>に基づく輸入に関する確認申請書</p> <p data-bbox="109 938 336 973">経済産業大臣 殿</p> <table border="1" data-bbox="548 975 1108 1252"><tr><td data-bbox="105 1018 510 1053">申請者名 _____</td><td data-bbox="560 1018 1095 1053">※確認番号 _____</td></tr><tr><td data-bbox="105 1096 510 1131">住所 _____</td><td data-bbox="560 1096 1095 1131">※確認年月日 _____</td></tr><tr><td data-bbox="105 1174 510 1209">電話番号 _____</td><td data-bbox="560 1174 1095 1209">※有効期間満了日 _____</td></tr></table> <p data-bbox="105 1252 510 1287">記名押印</p> <p data-bbox="105 1294 510 1329">又は署名 _____</p> <p data-bbox="105 1335 510 1370">資格 _____</p> <p data-bbox="105 1377 510 1412">申請年月日 _____</p>	申請者名 _____	※確認番号 _____	住所 _____	※確認年月日 _____	電話番号 _____	※有効期間満了日 _____	<p data-bbox="1205 352 2092 424">輸入公表<u>三の七の(10)</u>に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について</p> <p data-bbox="1133 469 2172 544">輸入公表<u>三の七の(10)</u>の貨物を輸入しようとする者は、平成26年12月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="1641 587 1677 622">記</p> <p data-bbox="1140 665 1310 700">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1133 743 1285 778">別表 (略)</p> <p data-bbox="1149 821 1314 857">[別紙様式1]</p> <p data-bbox="1310 860 1989 895">輸入公表<u>三の七の(10)</u>に基づく輸入に関する確認申請書</p> <p data-bbox="1158 938 1384 973">経済産業大臣 殿</p> <table border="1" data-bbox="1599 975 2159 1252"><tr><td data-bbox="1158 1018 1563 1053">申請者名 _____</td><td data-bbox="1610 1018 2145 1053">※確認番号 _____</td></tr><tr><td data-bbox="1158 1096 1563 1131">住所 _____</td><td data-bbox="1610 1096 2145 1131">※確認年月日 _____</td></tr><tr><td data-bbox="1158 1174 1563 1209">電話番号 _____</td><td data-bbox="1610 1174 2145 1209">※有効期間満了日 _____</td></tr></table> <p data-bbox="1158 1252 1563 1287">記名押印</p> <p data-bbox="1158 1294 1563 1329">又は署名 _____</p> <p data-bbox="1158 1335 1563 1370">資格 _____</p> <p data-bbox="1158 1377 1563 1412">申請年月日 _____</p>	申請者名 _____	※確認番号 _____	住所 _____	※確認年月日 _____	電話番号 _____	※有効期間満了日 _____
申請者名 _____	※確認番号 _____												
住所 _____	※確認年月日 _____												
電話番号 _____	※有効期間満了日 _____												
申請者名 _____	※確認番号 _____												
住所 _____	※確認年月日 _____												
電話番号 _____	※有効期間満了日 _____												

次の貨物の輸入の確認を申請します。

関税率表 の番号等	商 品 名	数 量	船積地域
		kg	
備 考			

当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号\_\_\_\_\_

当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等

発給国・地域\_\_\_\_\_番号\_\_\_\_\_

- 上記の内容について確認する。  
上記の内容について確認するに至らなかった。

[ \_\_\_\_\_ ]

経済産業大臣の記名押印  
資 格 \_\_\_\_\_  
記名押印 \_\_\_\_\_

(裏 面) (略)

[別紙様式2] (略)

次の貨物の輸入の確認を申請します。

関税率表 の番号等	商 品 名	数 量	船積地域
		kg	
備 考			

当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号\_\_\_\_\_

当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等

発給国・地域\_\_\_\_\_番号\_\_\_\_\_

- 上記の内容について確認する。  
上記の内容について確認するに至らなかった。

[ \_\_\_\_\_ ]

経済産業大臣の記名押印  
資 格 \_\_\_\_\_  
記名押印 \_\_\_\_\_

(裏 面) (略)

[別紙様式2] (略)

[別紙様式3]

輸入注意事項26第31号の2(3)②に定める書類の提出ができないこと  
についての理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記名押印又は署名 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

輸入公表三の七の(9)の貨物の輸入については、

- 船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書を発給していないため、船積地域の政府その他の公的機関が発給する原産地を確認できる書類の写しに代えます。
- 船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書及び原産地を確認できる書類のいずれも発給していないため、インボイス等原産地を確認できる書類の写し及び輸出許可証等船積地域の政府その他の公的機関が発給する当該地域から船積みしたことを確認できる書類の写しに代えます。
- 当該貨物が平成26年12月9日以前に船積地域に輸入され、船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書を発給するに必要な書類がそろわなかったため、船積地域の政府その他の公的機関が発給する原産地を確認できる書類の写しに代えます。
- 当該貨物が平成26年12月9日以前に船積地域に輸入され、船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書及び原産地を確認できる書類のいずれについても、それを発給するに必要な書類がそろわなかったため、インボイス等原産地を確認できる書類の写し及び輸出許可証等船積地域の政府その他の公的機関が発給する当該地域から船積みしたことを確認できる書類の写しに代

[別紙様式3]

輸入注意事項26第31号の2(3)②に定める書類の提出ができないこと  
についての理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記名押印又は署名 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

輸入公表三の七の(10)の貨物の輸入については、

- 船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書を発給していないため、船積地域の政府その他の公的機関が発給する原産地を確認できる書類の写しに代えます。
- 船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書及び原産地を確認できる書類のいずれも発給していないため、インボイス等原産地を確認できる書類の写し及び輸出許可証等船積地域の政府その他の公的機関が発給する当該地域から船積みしたことを確認できる書類の写しに代えます。
- 当該貨物が平成26年12月9日以前に船積地域に輸入され、船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書を発給するに必要な書類がそろわなかったため、船積地域の政府その他の公的機関が発給する原産地を確認できる書類の写しに代えます。
- 当該貨物が平成26年12月9日以前に船積地域に輸入され、船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書及び原産地を確認できる書類のいずれについても、それを発給するに必要な書類がそろわなかったため、インボイス等原産地を確認できる書類の写し及び輸出許可証等船積地域の政府その他の公的機関が発給する当該地域から船積みしたことを確認できる書類の写しに代

えます。

- (注) 1 該当する書類に☑マークしてください。
- 2 「当該貨物が平成26年12月9日以前に船積地域に輸入され、船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書及び原産地を確認できる書類を発給するに必要な書類がそろわなかった」場合が認められるのは、平成26年12月10日から起算して一年間に限ることとします。

[別紙様式4]～[別紙様式8] (略)

えます。

- (注) 1 該当する書類に☑マークしてください。
- 2 「当該貨物が平成26年12月9日以前に船積地域に輸入され、船積地域の政府その他の公的機関が原産地証明書及び原産地を確認できる書類を発給するに必要な書類がそろわなかった」場合が認められるのは、平成26年12月10日から起算して一年間に限ることとします。

[別紙様式4]～[別紙様式8] (略)